

令和5年8月18日

自衛隊の情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティングに供する無人機に関する情報・提案要求書

1 要求の目的

(1) 官側のニーズ

先進的な技術に裏付けられた新しい戦い方が勝敗を決する時代において、先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要となっている。この中で、無人機が今後の戦いの鍵と想定されるところ、自衛隊もその活用を通じて、広域の海域等における情報収集・警戒監視・偵察、さらにはターゲティングにかかる機能を向上させる必要がある。

(2) 募集の目的

自衛隊における情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング(以下「ISRT」という。)に供する無人機の早期装備化に向けて、情報収集の一環として、企業等から情報・提案について広く募集を行うものである。今後、企業等から提出された情報・提案の内容を踏まえて、事業の更なる具体化を行い、今年度から調達に向けた準備を進めていく。

(3) 情報・提案を求める無人機の概要(一法人で複数選択可能)

	種別	概要
	無人機A	陸上自衛隊が使用する費用対効果に優れたもので、高性能センサー(E O / I R ¹ 、S A R ²)と衛星通信機材を搭載し、主として我が国沿岸部周辺の陸上又は海上の情報収集を行い、探知・捕捉した目標を長時間追尾できる無人航空機
	無人機B	航空自衛隊が使用する費用対効果に優れたもので、高性能センサー(E O / I R、E S M ³)と衛星通信機材を搭載し、主として我が国周辺海空域の情報収集・警戒監視を行い、探知・捕捉した目標を長時間追尾できる無人航空機

(4) 装備化までの望ましいスケジュール

	種別	初期型装備品等(1)の装備化の時期	備考(2)
	無人機A	遅くとも令和9年度(2027年度)	遅くとも令和6年頃(2024年頃)までに試作機や実機を用いて国内で実証を行い、官側が装備品等としての有用性や費用対効果を判断できるようにすること
	無人機B	遅くとも令和8年度(2026年度)	遅くとも令和6年頃(2024年頃)までに試作機や実機を用いて国内で実証を行い、官側が装備品等としての有用性や費用対効果を判断できるようにすること

1)「初期型装備品等」: 運用上、必須の機能を満たす装備品等をいう。

2) 事業着手にあたって、提案内容の実現性、有用性、費用対効果等を予め確認する必要がある。要すれば、試作機や実機を用いて国内で実証の事業(以下「概念実証事業」という。)を行う必要があれば、今年度以降、それぞれ所要の契約を締結の上、備考に掲げる時期までに完了させる。

¹ E O / I R : 光学及び赤外線 (Electro-Optical/Infra-Red)

² S A R : 合成開口レーダ (Synthetic Aperture Radar)

³ E S M : 電波情報収集 (Electronic Support Measures)

2 提出を求める事項

○：必須事項

：提出を求めるが必須ではない事項、又は提案者が必要と判断すれば記載する事項（記述しない場合はその理由を付記）

項目	無人機の種別	
	無人機 A	無人機 B
官側の要求目的を踏まえて企業等が提案する具体的な情報や問題解決に資する構想・手段など	○	○
当該情報や提案内容の防衛省外での実績や取組みの成果	○	○
当該提案等を初期型装備品等として装備化する場合に実現できる性能（ ）	○	○
初期型装備品等の装備化までのロードマップ及びスケジュール	○	○
初期型装備品等の装備化に要するコスト（概念実証事業を行う必要があると考えている場合は当該コストも含める）	○	○
初期型装備品等の装備化後、改良してバージョンアップする余地がある場合は、バージョンアップした装備品等（以下「能力向上型装備品等」という）の機能・性能と装備化までのロードマップ		○
初期型装備品等の国内における量産品の製造・維持整備基盤の具体的な体制	○	○
装備化に際して官側の協力が必要な事項		
事業を通じて想定される各種リスク（技術課題含む）とその解決策・低減策	○	○
今年度以降、概念実証事業を行う必要があれば、当該事業に要する厳密なコスト、実施すべき内容、作業体制		
概念実証事業や初期型装備品等 / 能力向上型装備品等の実現の成果として想定される具体的な知的財産（設計図、インターフェース、構成部品、ノウハウ、手法など）及び器材（契約の履行のために製作し又は購入する器材等）、また、そのうち自社に権利を帰属すべきと考えているもの	○	○
運用に際しての国内法令との適合性や同法令に基づく又は準じた安全性等の確保要領。ただし、提案内容が海外で開発製造されるものである場合、外国政府による耐空証明等の取得の有無又は申請状況や取得の見通しも含める	○	○
情報や提案の独自性（関連する特許・意匠・実用新案のほか、製品等の競争力、3Dプリンタなどの特殊な製造基盤の有無やマーケットでのシェア、ライセンスの有無など）	○	○
初期型装備品等 / 能力向上型装備品等の装備化に際して、オープンソース、COTS を利用する場合は、その入手先、名称及び概要、ライセンスの種別		
代替案分析（競合する客観的な複数選択肢を提示し、定量的なデータをもとに提案内容が費用対効果に優れていることを分析（ライフ・サイクル・コスト含む））		
実証段階における概括的な製造可能機数		○
これまでの業務実績		

)(3)の性能の記載にあたっては、機体諸元（大きさ、重量、RCS、ペイロードなど）、航続性能（性能算定の前提となったミッション・プロファイル及びペイロード含む）、センサー性能（運用ニーズで求める解像度の画像を取得するのに必要な目標からのスラント・レンジ及び視野角含む）、見通し外での運用の実現方法、運用に際し無人機を機動展開するために考慮される内容、自動・自律飛行制御能力の概略、マルチロ

ケーション・オペレーション能力の概略、対妨害能力の概要（サイバーセキュリティ機能含む）、センサー諸元（EO/ IRの種別、自動搜索・探知・識別・追尾能力の概略等含む）、リアルタイム情報共有能力の概略、衛星通信を用いた見通し外通信能力の概略、無人航空機から地上局に対する映像伝送能力の概略、電波情報収集能力（無人機Bのみ）の実装を想定した概略（搭載する電波情報収集装置の主なインターフェース条件、搭載可能な電波情報収集装置の諸元等）を記載すること。なお、（3）に限らず、いずれの項目の記載に際しては、早期装備化の視点に立脚すれば、留保をつけずに具体的かつ詳細な記述内容の方が望ましく、当該提案の速やかな事業成立の確度が高まることに留意。

3 提出方法等

（1）意思表示

情報・提案書を提出する意思がある企業等は、令和5年9月1日1700時（必着）までに、法人名、住所、担当者氏名、担当者連絡先等を明記の上、メール又は郵送により、提案しようとしている無人機の種別を選択・明記の上、情報・提案書を提出する意思があることについて防衛装備庁装備政策部装備政策課に提出すること。

また、意思表示後、提出を辞退する場合も同じ宛先に通知すること。

メール：soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5 - 1 A棟10階 防衛装備庁装備政策部装備政策課

（2）情報・提案書の提出締め切り

	無人機A	令和5年（2023年）9月14日1700時まで（必着）
	無人機B	

（3）提出方法等

複数の種別に対して情報・提案書を提出する場合は、それぞれ別個に提出すること
上記と同じ宛先にメール又は郵送により提出すること。

提出する文書の様式は問わないが、使用言語は全て日本語とする。

提出する書類が膨大な場合は、別途要約版を作成して同封すること。

担当者の連絡先（氏名、所属、電話番号、メールアドレス等）を提供資料に記入すること。

4 官から提供する情報

情報・提案書を提出する意思を表明した企業等には、提案しようとしている無人機の種別に応じて、以下の資料を提供する。ただし、「情報・提案要求書に基づき官から提供する情報の保全に関する誓約書」（別添1）と、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」⁴第2条第3項又は第4項の規定に基づき、防衛省から確認を受けたことを示す直近の資料の写しを提出することを条件とする。なお、当該資料を受領できない企業等であっても、情報・提案書の提出は可能とする。

無人機A「運用ニーズA」

無人機B「運用ニーズB」

⁴ https://www.mod.go.jp/j/budget/chotatsu/naikyoku/keiyakujoko/tokuyaku/07_20230522.pdf

5 その他

- (1) 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第70条又は第71条に定める、一般競争に参加させることができない者又は一般競争に参加させないことができる者に該当する企業等による情報・提案書の提出は受け付けない。
- (2) 情報・提案書の作成に必要な費用は全て作成者の負担とする。
- (3) 提出した情報・提案書の内容に重大な過失等が認められた場合には、適切に修正の上、遅滞なく下記問い合わせ先に連絡するものとする。
- (4) 提出した情報・提案書は返却しない。
- (5) 情報・提案書の提出後、その内容について補足的な説明等を求めることがある。
- (6) 情報・提案書の内容は、予算要求や装備品等の取得などに関する審議、検討等のために活用されることがある。
- (7) 参加意思の事実関係や受領した情報・提案書の内容は、無断で第三者には開示しない。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求があった場合には、法第5条第1項各号の規定に該当しないと認められる箇所を開示する場合がある。その際、予め作成者と調整の上、作成者の合意を得られるよう適切に対応する。
- (8) 個別の質問に官側が回答し、当該回答内容を他企業等にも周知する必要がある場合には、他企業等に質問内容を開示する場合がある。
- (9) 提出された情報・提案書に対する省内の評価や検討の進捗等に関する質問には回答しない。

6 問い合わせ先

- (1) 早期装備化実証推進事業全般に関すること

防衛装備庁装備政策部装備政策課

メールアドレス soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp

電話番号 03-3268-3111(内線 36910,36907)

メールでの問合せの際は、件名に、企業名及び情報・提案要求書の名称を記載すること

- (2) 情報・提案要求書の内容に関すること

	種別	担当部署	メールアドレス	内線番号 (代表) 03-3268-3111
	無人機 A	陸上幕僚監部 防衛部防衛課研究室 / 開発室	cpb_integ_office_o@ext.gso.mod.go.jp mat_r_d_eqpt_2gp_b@ext.gso.mod.go.jp	41247 41787
	無人機 B	航空幕僚監部 科学技術官付	asst1109@ext.aso.mod.go.jp asst1111@ext.aso.mod.go.jp	60938 60939

情報・提案要求書に基づき官から提供する情報の保全に関する誓約書

当社は、情報・提案要求書（令和5年8月18日）に基づき官から提供する情報のうち、取扱い上の注意を要する文書等（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）第1に規定される取扱い上の注意を要する文書等をいう。以下「注意文書等」という。）の保全のため、次の事項について誓約します。

- 1 当社は、注意文書等の保全を確実にし、万が一、注意文書等の漏えいの事実があった場合には、注意文書等の取り扱い上の責任を負います。当社の従業員の故意又は過失により注意文書等が漏えいした場合であっても、当社はその責任を免れることはありません。
- 2 当社は、情報提供書の提出期限までに注意文書等の全てを防衛装備庁装備政策部装備政策課長（以下「担当官」という。）に返却します。
- 3 当社は、情報提供書の作成作業（以下「本作業」という。）に関係のある当社従業員のみ注意文書等を供覧します。
- 4 本作業上、真にやむを得ず本作業を他社と共同して行う場合には、前項の規定にかかわらず、当社は本作業を共同して行う社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に注意文書等を供覧します。その際、当該社が外国の企業の場合には、あらかじめ担当官の許可を得てから、当社は当該社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に注意文書等を供覧します。本作業を共同して行う社の従業員の故意又は過失により注意文書等が漏えいした場合であっても、当社は注意文書等の取り扱い上の責任を免れることはありません。
- 5 当社は、本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度を超えて注意文書等を供覧しません。
- 6 当社は、注意文書等の電子計算機情報への加工を行いません。また、原則として、注意文書等の複製は行いません。本作業上、真にやむを得ない場合に複製したときは、当社の責任において確実に管理し、原本の返却時に管理記録簿と共に担当官に提出します。

- 7 当社は、本作業に関係のない者をみだりに本作業等施設（本作業を実施する当社施設又は注意文書等を保管する当社施設をいう。以下同じ）に立ち入らせず、又は近づかせません。
- 8 当社は、本作業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて本作業等施設に立ち入らせません。
- 9 当社は、本作業により注意文書等の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 10 防衛省が必要と認めたとき、当社は注意文書等の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 11 当社は、注意文書等の漏えい、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑いもしくはおそれがあったときは適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに担当官へ報告します。

令和 年 月 日

防衛装備庁装備政策部装備政策課長 殿

企 業 名
所 在 地
代表者氏名